

報告第65号

地域自治区の取扱いについて

合併協定項目第11号「地域自治区の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成22年1月28日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

■ 地域自治区を設置する必要性及び目的

1. 編入される野尻町住民の不安を解消しながら、小林市との一体的な発展を図ること、また地域の声や意見を新市の施策に反映させること、そして野尻町地域の住民自治の醸成を図るため、一定期間、地域自治区を設置することが必要である。
2. 個人や地域などの小さな単位でできることはそれに任せ、それでは非効率またはできないことを行政で対応するという「補完性の原則」の考え方に基づく地域づくりとともに、住民自治の充実や行政と住民との「協働」による地域づくりを進めることが必要である。これに基づく地域自治の確立は、地方分権の観点から非常に重要であり、野尻町地域に地域自治区を設置し、取組みを進めていく中で、将来的には地方自治法による新市全域への地域自治区の設置や小学校の通学区域を単位規模とした「まちづくり協議会」と連携した取組みも検討することが可能となる。
3. 地域自治区は活動するための事務所を有しており、野尻町地域の歴史や地域性を活かした、産業振興や地域振興等の役割を担うことができる。

■ 地域自治区の区長の職務について

[地域自治区に特別職の区長を置く理由]（総務省自治行政局の説明要旨）

1. 合併特例法において、区長を置くことができることとした趣旨

市町村合併に際し、旧市町村であった区域、とりわけ周辺部地域においては、長い歴史を有する町や村がなくなることや旧役場が新市の支所となること等についての住民の抵抗感や心配が強い。

そこで、旧市町村単位の相互理解が必ずしも十分でない合併後の一定期間、旧市町村の区域を所管する特別の職を設け、事実上の地域の代表者としてそれぞれの地域の意見を反映させながら合併後のまちづくりを進めることにより、住民の安心感を醸成し、結果的に合併市町村の円滑な運営に資することになる等の効果が考えられる。こうしたことから、市町村合併に際して地域自治区を創設する場合に限り、合併関係市町村の協議により区長を置くことができることとした。

2. 区長の設置による効果

① 区域内の効果的な事務処理

- ・ 合併後の一定期間、必ずしも事務所の組織体制が安定していない状況の中で、地域の事情に精通した人物が中心となって事務所内の各セッション間の統括を行うことができる。
- ・ 合併後の一定期間、地域の事情に精通した人物が事務所の事務処理に関し、合併市町村の長や議員と連携を密にしながら、迅速に対応することができる。

②合併市町村の均衡ある発展

- ・合併後の一定期間、区域の住民の意見等について、地域の事情に精通した人物が、地域の事実上の代表者として取りまとめを行い、合併市町村の長や議員に必要な応じて説明したり、事実上の交渉を行ったりすることができる。
- ・具体的な交渉等を区長に行わせることによって、地域の意見を合併市町村の施策に、より反映させることが期待できることから、住民の合併に対する抵抗感や心配を和らげるとともに合併市町村の均衡ある発展につながる。

3. 新市の野尻町区に区長を設置することとした理由

当協議会における合併協議においても、「合併によって周辺地域は寂れるのではないか」との野尻町地域の住民の不安に配慮するとともに、合併後も均衡ある発展を図っていく仕組みを創ることが最も重要なポイントである。

編入合併により、町長、副町長及び教育長などの特別職が失職した後の一定期間は、野尻町地域の事情に精通した人物が、地域の代表者として野尻町地域の住民の意見を集約し、市長や本庁との折衝や調整を行いながら、まちづくりを進めていくことが肝要である。

また、地域自治区には地域協議会が設置されるが、合併後すぐに確立された組織と成り得ることは難しく、その間の地域のまとめ役が必要となるため、区長を置くことができることとされた趣旨と効果を考えると、当地域においても区長の設置が望ましいと判断し、新市の財政状況等を踏まえ、一定期間に限り事務所の長に代えて、特別職の区長を置くこととした。

●地域自治区に関する設置要件及び具体的な項目別の整理事項

1. 設置要件

- ①新市名：小林市②合併期日：平成22年3月23日③合併方式：編入合併
- ④人口（H17国勢調査）：49,820人 ⑤面積：563.09km²
- ⑥根拠法令：市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)
- ⑦設置区域：合併前の野尻町の区域
- ⑧設置期間：合併の日から平成28年3月31日まで（約6年間）

2. 具体的な項目別の整理事項

I. 野尻町区の事務所の所掌事務（詳細は事務組織規則に定める）

野尻町区の事務所が所掌する事務は、総合支所業務全般と地域協議会の事務に係るものとする。

・住民生活に直結するサービスは、新市全体の均衡を確保しつつ、地域内で可能な限り完結する。

・地域特性を生かしながら、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するため、市長その他の機関及び区域内の公共的団体等との緊密な連携（協働）を図りつつ、次の事務を分掌する。

- ①住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等（各種申請書・届出書の受付、各種証明書の交付、建築確認申請の受付、農業委員会業務の受付、健康指導、健康診断・検診、各種相談業務等）
- ②農林、観光、建設、上下水道施設等の維持管理に関すること（地域産業の振興、道路・河川の改良工事、維持、補修、上下水道の維持管理等）
- ③地域特性を生かした地域づくりに資する個性ある施策の実施、その他地域振興の推進、観光に関すること（地域づくり、地域イベントの支援等）
- ④コミュニティ施策の推進、住民自治支援等に関すること（自治会・市民活動への支援等）
- ⑤教育文化に関すること（入学や奨学金貸付の手続き、保育園、小・中学校の維持修繕、公民館活動の推進、地域固有の歴史・文化の伝承等）
- ⑥環境保全に関すること（リサイクル、清掃、自然保護等）
- ⑦消防防災、防犯に関すること（非常備消防、防災対策、交通安全・防犯活動等）
- ⑧施設の管理に関すること（公の施設の維持管理・運営等）
- ⑨地域協議会に関すること
- ⑩地域課題等の市長への提言に関すること
- ⑪上記のほか、野尻町区において所掌することが適当と認められる事務

II. 野尻町区長の位置付け

1. 名 称 名称は、野尻町区長とする。
2. 身 分 身分は、常勤の特別職とする。(地方公務員法第3条第3項)
3. 設置期間 設置期間は、合併の日から2年間に限る。3年目以降は、支所長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てる。
4. 任 期 任期は、2年とする。
5. 給 与 等

野尻町区長の身分、職責が野尻町区内に限定されること等を考慮、小林市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、須木区長と同額の563,000円とする条例改正が、平成21年12月小林市議会定例会で可決された。野尻町区長に常勤の特別職としての期末手当、退職手当、旅費を支給する。

6. 権 限 等

- ①権限は、財務関係(委託料、工事請負費等)に関しては副市長と同程度、その他については部局長と同程度の専決権とし、野尻町区内に係るものに限る。(別紙15ページ～30ページの小林市決裁規程、小林市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の抜粋のとおり。)
- ②野尻町区長は、合併の日から上記の範囲内で専決権を執行する。
- ③野尻町区長選任後における野尻町区長の専決権の代決については、野尻庁舎の地域振興課長が行う。

7. 野尻町区長選任までの手続き

- ①市長の依頼により野尻町長が合併の日以前に野尻町区内の組織・団体代表者を招集し、市長は、野尻町区長の人選(野尻町区長候補者)について諮り、意見を聴取する。
- ②市長は、野尻町区内の組織・団体等の意見を尊重し、地域の行政運営に優れた識見を有する者の内から、合併の日に野尻町区長を選任する。

III. 施策決定への参画

1. 庁議

野尻町区長は、野尻町区に係る運営方針、重要施策の決定、及び新市の施策に係る協議・調整を図るため、庁議に参画する。

(1) 構成

庁議は、市長が主宰し、副市長、須木区長、野尻町区長、教育長、部局長、会計管理者、水道局長、教育部長及び総合政策課長をもって構成する。

(2) 協議・調整内容

- ①市政の基本方針及び長期計画に関する事項

- ②重要施策及び重要事業計画に関する事項
- ③重要な条例案及び予算等、市議会に提出する議案に関する事項
- ④特に重要な行事に関する事項
- ⑤各部及び各行政機関相互間において特に調整を必要とする事項
- ⑥市行政運営上、市又は市民に重大な影響を及ぼすと認められる事項
- ⑦その他市長が必要と認める事項

(3) 部局長会議

部局長会議は、庁議の円滑かつ適正な運営を図るため、事案について事前に調査又は検討を行い、庁議に付議すべき事案を定めるとともに、各部局及び各行政機関相互の意思疎通を図るための意見交換及び情報交換を行う。

部局長会議は、総務部長が主宰し、部局長、会計管理者、水道局長、教育部長、部局総括課長及び総合政策課長をもって構成する。

2. 地域協議会

野尻町区長は、地域協議会の事務に関することについて専決する。

IV. 予算編成への関与

1. 予算編成方針等についての協議・調整

野尻町区内の要望や地域間のバランスを十分考慮した予算編成を行うことができるよう、野尻町区長が参画する庁議において協議・調整を行った上で、予算編成方針や投資的経費の執行計画など、予算編成に当たっての基本となる方針を定めることとする。

2. 本庁と野尻庁舎の連絡調整

所掌事務を全市的に総括し、その一体的かつ円滑な執行を期するため、本庁と野尻庁舎の関係各課との連絡調整会議等を開催し、事務事業評価を行い、認識の共有化を図ることとする。

3. 野尻庁舎における予算要求の調整・総括

予算要求は本庁・野尻庁舎における所属課単位での要求を基本とするが、事務の効率化に資する事業については、本庁所属課で一括要求することとする。野尻庁舎においては、予算要求書を提出するにあたって、野尻町区長の決裁を得ることとする。

野尻町区長は、予算編成方針等に照らして要求内容の検討を行うとともに、野尻町区内の調整の必要性等を勘案しながら、野尻庁舎に係る予算要求を総括する。

4. 予算査定に関する関与

原則として、予算査定は本庁において行うこととするが、野尻町区に係

る重要施策等については、必要に応じて庁議または個別の打合せ等によって、市長・副市長等と野尻町区長が協議・調整を行う。

V. 予算の執行

1. 財務関係の権限

①専決権の付与

事務決裁規程に規定することにより、一定金額以内の経費の執行について野尻町区長・野尻庁舎課長に専決権を付与する。

(別紙23～30ページの小林市決裁規程、小林市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則に規定する財務に関する専決事項一覧表のとおり。)

②専決金額の設定

財務に係る専決権の金額設定については、野尻町区長は、委託料・工事請負費等については副市長と同程度、その他については部長と同程度とし、野尻町区内に係るものに限る。野尻庁舎課長の専決権は、本庁課長と同等とし、野尻町区内に係るものに限る。

2. 予算の執行

野尻庁舎分の予算については、野尻町区長が予算編成方針や投資的経費の執行計画など、予算編成に当たっての基本となる方針を定める際に庁議に参画し、その方針に基づいて野尻庁舎の各課が予算要求を行うことから、地域の実情に応じた内容が確保される。

野尻庁舎では、本庁財政課から直接、予算の配当を受け、野尻町区長・庁舎課長が付与された専決権の範囲内で予算を執行する。ただし、金額にかかわらず、事務事業の内容から本庁が一括で行うこととしたものは除く。

VI. 建設関係

指名・入札・契約等については、別紙資料の工事請負関係（工事請負費・委託料・修繕料）決裁フロー図（31～50ページ）のとおりとする。

VII. 議会関係

本会議への出席

野尻町区長は、市議会本会議へ参与出席するが、市長の補助機関であり、答弁の場合の位置付けは、副市長及び本庁の部局長等と同様である。答弁する場合には十分な打ち合わせを行った上で、市執行部の統一的な方針として発言することになる。

Ⅷ. 人事・服務関係

- ①職員人事については、野尻庁舎における業務内容や人員配置を踏まえ、本庁において検討し、事務処理は本庁総務部職員課において行うこととする。
- ②野尻町区長は、野尻庁舎職員の出張、服務に関することについて専決する。

Ⅸ. 地域代表としての役割

野尻町区長は、地域の代表として、地域協議会の意見整理のみならず、日常的に地域の住民・議員・団体等の意見を把握する。庁議や必要に応じて行う市長・副市長等との協議・調整などを通じて、野尻町区の住民の意向を市政運営に反映させる役割を果たす。また、市が主体とならない野尻町区内の行事や式典など、対外的な場にも地域代表として出席することとする。

Ⅹ. 野尻町区長と市長部局以外との関係

野尻町区長は、市長部局の指揮系統下に入るため、教育委員会・農業委員会部局については、決裁等の直接的な権限は有しない。

したがって、市長部局以外で野尻庁舎に分室が置かれる部局等については、分室長が専決権を与えられた範囲内で事務を執行し、それを超える部分については本庁の所管部局長・課長に合議の上で、決裁権者及び専決権者の決裁を受ける。

ⅩⅠ. 地域協議会

1. 委員数 野尻町地域協議会は、委員15人以内で組織する。
2. 任期 任期は2年とし、再任は妨げない。
3. 委員の選任要件及び構成

野尻町区内に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して、市長が選任する。

- ① 野尻町区内の公共的団体及びまちづくり委員会等が推薦する者
6人以内
- ② 学識経験を有する者 6人以内
- ③ 公募による者 3人以内

4. 委員選任までの手続き

- ① 合併前に両市町の首長の協議により、団体推薦及び学識経験委員の地域協議会委員候補者を選出する。
- ② 委員の公募については、新市において市長が行い、速やかに両市町の首長による協議で選出した団体推薦及び学識経験委員の地域協議会委員候補者、公募委員選定結果を尊重し、市長が地域協議会委員を選任する。

5. 権限等

1. 市長その他市の機関により諮問されたもの、市の施策に関する重要事項で野尻町区内のこと等について審議し、意見を具申することができる。
 - ①野尻町区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - ②その他市が処理する野尻町区内の事務に関する事項
 - ③野尻町区内の住民との連携の強化（協働）に関する事項
2. 市長は、次に掲げる市の施策に関する重要事項で野尻町区に係るものを決定し、または変更しようとする場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。
 - ①新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項
 - ②基本構想及び総合計画の策定及び変更に関する事項
 - ③各種地域計画の策定及び変更に関する事項
 - ④予算編成に関する重要事項
 - ⑤公の施設の設置、統合及び廃止並びに管理運営に関する事項
 - ⑥その他市長が必要と認める事項

X II . 野尻町区のあり方について

野尻町区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとするが、合併後、一定期間を経過した後に評価し、合併新法第23条第1項または地方自治法第202条の4に規定する地域自治区の設置の是非について、再度検討することとしている。

そのため、新市における一体性の醸成や住民の安心感の確保等を考慮し、本庁総務部総合政策課、野尻庁舎地域振興課を中心に、野尻町区のあり方について随時見直しを行い、地方自治法による新市全域への地域自治区の設置も含めて、検討を行うものとする。

■小林市決裁規程

市長の決裁事項、共通専決事項等

1 一般事項

決裁事項		決裁(専決)区分				合議先
		市長	副市長	区長 部局長	課長	
1	市政運営の基本方針の決定並びに重要施策の確立、変更及び実施に関すること。	○				
2	市の廃置分合及び境界変更に関すること。	○				
3	市議会の招集に関すること。	○				
4	市議会に提出する議案、報告等の決定に関すること。	○				総務部長(総務課長経由)
5	条例、規則、告示及び訓令の制定改廃に関すること。	○				総務部長(総務課長経由) 財務部長(予算を伴うものに限る。財政課長経由)
6	告示、公告及び訓令の公表に関すること。	○(重要なもの)		○		総務部長(重要なものに限る。) 総務課長
7	条例及び規則の公布に関すること。	○				総務部長(総務課長経由)
8	専決処分に関すること。	○				総務部長(総務課長経由)
9	予算の追加及び変更を必要とする重要な事案の決定に関すること。	○				財務部長(財政課長経由)
10	表彰及び褒章の決定並びに叙勲の推薦に関すること。	○				
11	不服の申立て、訴訟等の争訟並びに和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。	○				総務部長(総務課長経由)
12	請願、陳情及び建議に関すること。	○(重要なもの)		○		総務部長(重要なものに限る。) 総務課長
13	他の行政機関との協議に関すること。	○(特に重要なもの)	○(重要なもの)		○	総務部長(特に重要なもの、重要なものに限る。) 総務課長
14	附属機関への諮問に関すること。	○				
15	事務の委任に関すること。	○				総務部長(総合政策課長経由)
16	職員団体との協定及び労働組合との協約に関すること。	○				

決裁事項		決裁(専決)区分				合議先
		市長	副市長	区長 部局長	課長	
17	広報に関すること。	○(重要なもの)		○		総務部長(重要なものに限る。) 総務課長
18	広聴及び市民の要望事項の処理に関すること。	○(重要なもの)		○		総務部長(重要なものに限る。) 総務課長
19	資産公開の決定に関すること。	○				
20	環境保全、公害防止、企業立地等に係る協定の締結及び変更に関すること。	○				
21	公害防止行政に係る改善命令及び一時停止命令に関すること。	○(重要なもの)		○		
22	一般廃棄物の処理計画に関すること。	○(重要なもの)		○		
23	一般廃棄物業の許可に関すること。	○(新規のもの)		○(更新のもの)		
24	公簿の閲覧許可及び謄抄本、証明書等の交付に関すること。				○	
25	軽易な書類の進達に関すること。				○	
26	定例の事務の処理に関すること。				○	
27	監督官庁に対する照会及び回答に関すること。				○	
28	届出、照会、回答、報告、通知等に関すること。	○(議会に関するもの)		○(重要なもの)	○	総務部長(総務課長経由、ただし、議会に関するものに限る。)
29	会議、講習会等の開催に関すること。	○(重要なもの)			○	
30	市名義後援申請及びそれに伴う市長賞の承認又は不承認の決定に関すること。	○(重要なもの)			○	総務部長(重要なものに限る。) 総務課長
31	課専用車両の運行許可に関すること。				○	
32	所管の公の施設の利用許可に関すること。				○	
33	公文書の公開等の決定に関すること。	○(重要なもの)			○	総務部長(重要なものに限る。) 総務課長
34	個人情報の開示等の決定及び利用に関すること。	○(重要なもの)			○	総務部長(重要なものに限る。) 総務課長

決裁事項		決裁(専決)区分				合議先
		市長	副市長	区長 部局長	課長	
35	指定管理者の選定等に関する こと。	○(重 要な もの)		○		総務部長(重要 なものに限る。) 総務課長
36	特定非営利活動法人の設立 及び合併の認証に関するこ と。	○				
37	前各号のほか、特に異例又 は重要と認められる事項に 関すること。	○				

2 人事事項

決裁事項		決裁(専決)区分				合議先		
		市長	副市長	区長 部局長	課長			
1	職員の任免、分限及び懲戒に関する事。	○						
2	附属機関の構成員及び専門委員の任免、委嘱及び解嘱に関する事。	○						
3	嘱託員の委嘱及び解嘱に関する事。	○						
4	職員の年次有給休暇の承認に関する事。		○(部局長の場合)	○(課長の場合)	○(所属職員の場合)			
5	職員の旅行命令及びその復命に関する事。	外国旅行		○				
		国内旅行	市外		部局長の旅行(宿泊を除く。) 課長の旅行(宿泊)	課長の旅行(宿泊を除く。) 職員の旅行(宿泊)	所属職員の旅行(宿泊を除く。)	
			市内		○(部局長の場合)	○(課長の場合)	○(所属職員の場合)	
6	所属職員の配置及び事務分担の決定に関する事。				○			
7	旅行依頼に関する事。				○			
8	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。		○(部局長の場合)	○(課長の場合)	○(所属職員の場合)			
9	週休日の振替及び休日の代休日に関する事。		○(部局長の場合)	○(課長の場合)	○(所属職員の場合)			

3 財務事項

決裁事項		決裁(専決)区分				合議先
		市長	副市長	区長 部局長	課長	
1	予算の編成方針及び執行方針の決定に関する事。	○				
2	予算の編成及び決算の確定に関する事。	○				
3	不納欠損処分に関する事。	○				
4	私人への徴収、収納及び支出事務の委託の決定並びに委託契約の締結に関する事。	○				
5	契約の解除に関する事。	○				
6	権利義務の譲渡、承継、一括下請、一括委任又は担保に供することの承認に関する事。	○				
7	契約目的物の値引き受納に関する事。	○				
8	契約目的物の瑕疵の補修請求等に関する事。	○				
9	市債の借入れの決定に関する事。	○				
10	市債の繰上償還の決定に関する事。	○				
11	一時借入金の借入れ及び返済に関する事。	○				
12	市有建築物の除却の決定に関する事。	○				
13	保証人に対する履行請求の決定に関する事。	○				
14	施行令第171条の3の規定による債権の履行期限の繰上げ決定に関する事。	○				
15	施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置及び取消しの決定に関する事。	○				
16	施行令第171条の7第1項又は第2項の規定による債務免除の決定に関する事。	○				
17	基金の繰替運用の決定に関する事。	○				
18	国県等に対する負担金、補助金、交付金等の申請及び実績報告に関する事。	○				財政課長
19	国県等に対する負担金、補助金、交付金等の請求に関する事。				○	
20	財務規則第58条の規定に基づく資金前渡職員の決定に関する事。				○	会計課長
21	民事執行における動産、不動産、債権及び電話加入権の差押え又は差押解除に関する事。	○				

決裁事項		決裁(専決)区分				合議先
		市長	副市長	区長 部局長	課長	
22	滞納処分の決定及び停止に関する事 こと。				○	
23	細々目内節内の予算流用(旅費、交際費、食糧費及び補助金を除く。)に関する事 こと。				○	
24	収入金の調定及び収入命令に関する事 こと。				○	
25	収入金の分割納付の承認及び督促状の発行に関する事 こと。				○	
26	現金領収帳の亡失公告に関する事 こと。	○				
27	支出負担行為及び支出命令に関する事 こと。				○	
28	過誤納金の還付及び過誤納金の戻入命令に関する事 こと。				○	
29	徴税吏員の任命及び身分証明書の交付に関する事 こと。				○	職員課長
30	予算科目の更正、年度更正及び会計更正に関する事 こと。				○	
31	歳入歳出外現金の収支命令に関する事 こと。				○	
32	有価証券の受入れ及び払出しの決定に関する事 こと。	○				
33	賃貸借料を要しない施設又は物品の借受けに関する事 こと。				○	
34	予算要求に関する事 こと。				○	
35	基金運用状況調書及び財産に関する調書の作成に関する事 こと。				○	
36	市税、分担金、使用料、手数料等の徴収及び徴収猶予に関する事 こと。	○				
37	収入に関する軽易な異議申立等の処理に関する事 こと。				○	
38	市税、分担金、使用料、手数料、延滞金等の免除及び減額に関する事 こと。	○				
39	給付の検査に関する事 こと。				○	
40	物品の出納命令に関する事 こと。				○	
41	公有財産の登録及び登記の囑託に関する事 こと。				○	
42	物品の処分、交換及び貸付けの決定に関する事 こと。	○				
43	施行令第171条の6に規定する履行延期の特約又は処分の決定に関する事 こと。	○				
44	出来形部分払の決定に関する事 こと。				○	
45	工事請負代金の代理受領の承諾に関する事 こと。				○	

決裁事項		決裁(専決)区分				合議先
		市長	副市長	区長 部局長	課長	
46	工程表等契約に係る各種届の受理に関する事。				○	
47	工事の監督職員を命ずる事。				○	
48	委託料、工事請負費及び補償に要する経費の前金払の決定に関する事。				○	
49	支払に係る委任の承認に関する事。				○	
50	歳入決算説明資料、歳出決算説明資料及び決算状況説明資料の作成に関する事。				○	

須木庁舎及び野尻庁舎の個別専決事項

1 地域振興課

決裁事項	専決区分	
	区長	課長
1 須木区又は野尻町区内の項内の予算流用に関する事。	○	
2 須木区又は野尻町区内の目内の予算流用に関する事。		○
3 須木庁舎又は野尻庁舎職員の休暇その他服務(各課長の専決に係るものを除く。)に関する事。		○
4 公園の一時使用許可に関する事。		○
5 須木庁舎又は野尻庁舎管理に関する事。		○
6 須木庁舎又は野尻庁舎内車両の運行管理に関する事。		○
7 市営住宅の使用許可に関する事。		○

2 住民生活課

決裁事項	専決区分	
	区長	課長
1 市税に係る公簿等の閲覧に関する事。		○
2 所管事務に係る諸証明等の交付に関する事。		○
3 軽自動車の標識交付に関する事。		○
4 戸籍法及び住民基本台帳法に基づく諸届出の受理に関する事。		○
5 戸籍の記載事項証明及び住民票の写し並びに諸証明書の交付に関する事。		○
6 印鑑の登録及び証明に関する事。		○
7 障害者福祉事業に係る簡易な証明に関する事。		○
8 高齢者福祉事業に係る簡易な証明に関する事。		○
9 母子・父子及び児童福祉事業に係る簡易な証明に関する事。		○
10 地区内の保育園の定例的な事務に関する事。		○
11 地区内の民生委員・児童委員に関する事。		○

3 地域整備課

決裁事項	専決区分	
	区長	課長
1 農林業の技術指導に関する事。		○
2 農作物の病虫害防除に関する事。		○
3 畜産の技術指導に関する事。		○
4 家畜の防疫に関する事。		○
5 土地改良事業の技術指導に関する事。		○

財務に関する専決事項

区分 \ 専決区分		予算執行伺					合議先
		市長	専決区分				
			副市長	区長	部局長	課長	
報酬						全額	
給料						全額	
職員手当等	退職手当		全額				財務部長 財政課長
	その他のもの					全額	
共済費						全額	
災害補償費			全額				財務部長 財政課長
恩給及び退職年金						全額	
賃金	臨時職員に係るもの					全額	職員課長
	その他のもの		100万円以上	100万円未満	100万円未満	10万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 10万円以上
報償費			100万円以上	100万円未満	100万円未満	10万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 10万円以上
旅費			部局長の旅行（宿泊・外国旅行を除く。） 課長の旅行（外国旅行を除く。）	課長の旅行（宿泊・外国旅行を除く。） 職員の旅行（外国旅行を除く。）	課長の旅行（宿泊・外国旅行を除く。） 職員の旅行（外国旅行を除く。）	職員の旅行（宿泊・外国旅行を除く。）	財務部長 副市長、市長 決裁に限る。 財政課長 職員の旅行（宿泊・外国旅行を除く。） 以外の旅行
交際費						全額	
需用費	消耗品費		100万円以上	100万円未満	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
	燃料費					全額	
	食糧費		50万円以上	50万円未満	50万円未満	5万円未満	財務部長 50万円以上 財政課長 5万円以上
	印刷製本費		100万円以上	100万円未満	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
	光熱水費					全額	
	修繕料		130万円以上	130万円未満	130万円未満	30万円未満	財務部長 130万円以上 財政課長 30万円以上 管財課長 30万円以上

区分 \ 専決区分		予算執行伺					合議先
		市長	専決区分				
			副市長	区長	部局長	課長	
需用費	賄材料費					全額	
	飼料費		100万円以上	100万円未満	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
	医薬材料費		100万円以上	100万円未満	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
役務費	通信運搬費					全額	
	手数料					全額	
	保険料					全額	
	広告料			全額	全額		財政課長
	その他のもの			全額	全額		財政課長
委託料	定例的な委託に係るもの					全額	
	建設事業に関する設計・調査及び測量の委託に係るもの	1,000万円以上	1,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	50万円未満	財務部長 当初設計金額 500万円以上の契約 財政課長 当初設計金額 50万円以上の契約 管財課長 当初設計金額 50万円以上の契約
	その他のもの	1,000万円以上	1,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	30万円未満	財務部長 当初設計金額 500万円以上の契約 財政課長 当初設計金額 30万円以上の契約 管財課長 当初設計金額 30万円以上の契約
使用料及び賃借料			200万円以上	200万円未満	200万円未満	30万円未満	財務部長 200万円以上 財政課長 30万円以上
工事請負費		2,000万円以上	2,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満	130万円未満	財務部長 当初設計金額 1,000円以上の契約 財政課長 当初設計金額 130万円以上の契約 管財課長 当初設計金額 130万円以上の契約

区分 \ 専決区分		予算執行伺					合議先
		市長	専決区分				
			副市長	区長	部局長	課長	
原材料費			100万円以上	100万円未満	100万円未満	10万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 10万円以上
公有財産購入費	土地購入費	1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額
	建物購入費	1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額
	権利購入費	1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額
	その他のもの	1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満	30万円未満	財務部長 500万円以上 財政課長 30万円以上
備品購入費	図書費		100万円以上	100万円未満	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
	動物費		100万円以上	100万円未満	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
	その他のもの		100万円以上	100万円未満	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
負担金補助及び交付金	負担金		500万円以上	500万円未満	500万円未満	30万円未満	財務部長 500万円以上 財政課長 30万円以上
	補助金		100万円以上	100万円未満	100万円未満		財務部長 100万円以上 財政課長 全額
	交付金		100万円以上	100万円未満	100万円未満		財務部長 100万円以上 財政課長 全額
扶助費						全額	
貸付金		1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額

区分 \ 専決区分		予算執行伺					
		市長	専決区分				合議先
			副市長	区長	部局長	課長	
補償補填及び賠償金	補償金		300万円以上	300万円未満	300万円未満		財務部長 300万円以上 財政課長 全額
	補填金		300万円以上	300万円未満	300万円未満		財務部長 300万円以上 財政課長 全額
	賠償金		300万円以上	300万円未満	300万円未満		財務部長 300万円以上 財政課長 全額
償還金 利子及び割引料	償還金					全額	
	還付金及び還付加算金					全額	
	返還金					全額	
投資及び出資金	出捐金	全額					財務部長 財政課長
	出資金	全額					財務部長 財政課長
積立金			300万円以上	300万円未満	300万円未満	30万円未満	財務部長 300万円以上 財政課長 30万円以上
寄附金			全額				財務部長 財政課長
公課費						全額	
繰出金			1,000万円以上	1,000万円未満	1,000万円未満		財務部長 1,000万円以上 財政課長 全額

備考

- 1 須木庁舎及び野尻庁舎の財政課長・職員課長合議先は、地域振興課長とする。
- 2 須木庁舎及び野尻庁舎の各課に配当された予算に係る予算執行の決定の内、副市長以上の専決・決裁に係るものについては、この表に規定する指定合議者のほか、当該予算に係る本庁の所管の部局長・課長に合議しなければならない。

■小林市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則
財務に関する専決事項

区分 \ 補助執行区分		予算執行伺		合議先
		補助執行区分		
		教育部長 議会事務局長	その他の職員	
			教育部課長、監及び分室長 農業委員会事務局長及び分室長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	
報酬			全額	
給料			全額	
職員手当等	退職手当			財務部長 財政課長
	その他のもの		全額	
共済費			全額	
災害補償費				財務部長 財政課長
恩給及び退職年金			全額	
賃金	臨時職員に係るもの		全額	職員課長
	その他のもの	100万円未満	10万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 10万円以上
報償費		100万円未満	10万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 10万円以上
旅費		訓令の定めるところによる	訓令の定めるところによる	
交際費			全額	
需用費	消耗品費	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
	燃料費		全額	
	食糧費	50万円未満	5万円未満	財務部長 50万円以上 財政課長 5万円以上
	印刷製本費	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上
	光熱水費		全額	
	修繕料	130万円未満	30万円未満	財務部長 130万円以上 財政課長 30万円以上 管財課長 30万円以上

区分 \ 補助執行区分		予算執行伺			
		補助執行区分		合議先	
		教育部長 議会事務局長	その他の職員		
			教育部課長、監及び分室長 農業委員会事務局長及び分室長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長		
	賄材料費		全額		
	飼料費	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上	
	医薬材料費	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上	
役務費	通信運搬費		全額		
	手数料		全額		
	保険料		全額		
	広告料	全額		財政課長	
	その他のもの	全額		財政課長	
委託料	定例的な委託に係るもの		全額		
	建設事業に関する設計・調査及び測量の委託に係るもの	500万円未満	50万円未満	財務部長 当初設計金額 500万円以上の契約 財政課長 当初設計金額 50万円以上の契約 管財課長 当初設計金額 50万円以上の契約	
	その他のもの	500万円未満	30万円未満	財務部長 当初設計金額 500万円以上の契約 財政課長 当初設計金額 30万円以上の契約 管財課長 当初設計金額 30万円以上の契約	
使用料及び賃借料		200万円未満	30万円未満	財務部長 200万円以上 財政課長 30万円以上	
工事請負費		1,000万円未満	130万円未満	財務部長 当初設計金額 1,000万円以上の契約 財務課長 当初設計金額 130万円以上の契約 管財課長 当初設計金額 130万円以上の契約	

区分 \ 補助執行区分		予算執行伺			
		補助執行区分		合議先	
		教育部長 議会事務局長	その他の職員		
			教育部課長、監及び分室長 農業委員会事務局長及び分室長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長		
原材料費		100万円未満	10万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 10万円以上	
公有財産購入費	土地購入費	500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額	
	建物購入費	500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額	
	権利購入費	500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額	
	その他のもの	500万円未満	30万円未満	財務部長 500万円以上 財政課長 30万円以上	
備品購入費	図書費	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上	
	動物費	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上	
	その他のもの	100万円未満	5万円未満	財務部長 100万円以上 財政課長 5万円以上	
負担金補助及び交付金	負担金	500万円未満	30万円未満	財務部長 500万円以上 財政課長 30万円以上	
	補助金	100万円未満		財務部長 100万円以上 財政課長 全額	
	交付金	100万円未満		財務部長 100万円以上 財政課長 全額	
扶助費			全額		

区分 \ 補助執行区分		予算執行伺			
		補助執行区分		合議先	
		教育部長 議会事務局長	その他の職員		
			教育部課長、監及び分室長 農業委員会事務局長及び分室長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長		
貸付金		500万円未満		財務部長 500万円以上 財政課長 全額	
補償補填及び賠償金	補償金	300万円未満		財務部長 300万円以上 財政課長 全額	
	補填金	300万円未満		財務部長 300万円以上 財政課長 全額	
	賠償金	300万円未満		財務部長 300万円以上 財政課長 全額	
償還金 利子及び割引料	償還金		全額		
	還付金及び還付加算金		全額		
	返還金		全額		
投資及び出資金	出捐金			財務部長 財政課長	
	出資金			財務部長 財政課長	
積立金		300万円未満	30万円未満	財務部長 300万円以上 財政課長 30万円以上	
寄附金				財務部長 財政課長	
公課費			全額		
繰出金		1,000万円未満		財務部長 1,000万円以上 財政課長 全額	

備考

須木庁舎及び野尻庁舎の教育部分室又は農業委員会事務局分室の合議先は、権限を超えるものについては、それぞれ本庁の教育部当該予算主管課長又は農業委員会事務局長を経由するものとする。

工事関係委託料決裁フロー図

[小林地区]

No. 1

専決区分	執行伺い	業者選定	入札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">課長</div> 50万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指名審査会</div> 副市長・区長・部長 8名体制 ・副市長1名 ・区長2名 ・土木部長 ・財務部長 ・経済部長 ・水道局長 ・管財課長	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>			300万円未満 主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">部長</div> 500万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ 担当部長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議		管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div> ↓ 財務部長	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	300万円以上 管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div> ↓ 財務部長 ↓ 担当課長合議 ↓ 担当部長合議		主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">副市長</div> 1,000万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ 担当部長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 副市長								

<p>市長 1,000万円 以上</p>	<p>主管課取扱 担当課長</p> <p>↓</p> <p>担当部長</p> <p>↓</p> <p>管財課長合議</p> <p>↓</p> <p>財政課長合議</p> <p>↓</p> <p>財務部長合議</p> <p>↓</p> <p>副市長</p> <p>↓</p> <p>市長</p>							
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

[野尻町地区]

No. 2

専決区分	執行伺い	業者選定	入札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令
課長 50万円未満	主管課取扱 野尻庁舎課長	管財課取扱 指名審査会 副市長・区長・部長 8名体制 ・副市長1名 ・区長2名 ・土木部長 ・財務部長 ・経済部長 ・水道局長 ・管財課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長			300万円未満 主管課取扱 野尻庁舎課長	
区長 500万円未満	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区長 ↓ 管財課長合議						300万円以上 管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 野尻庁舎課長合議 ↓ 区長合議	
区長 1,000万円未満	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財務部長合議		管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長	管財課取扱 管財課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長		

<p>市長 1,000万円 以上</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p> <p>↓</p> <p>地域振興課長合議</p> <p>↓</p> <p>区長</p> <p>↓</p> <p>管財課長合議</p> <p>↓</p> <p>財務部長合議</p> <p>↓</p> <p>本庁所管課長合議</p> <p>↓</p> <p>本庁所管部長合議</p> <p>↓</p> <p>市長</p>							
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

工事請負費決裁フロー図

[小林地区]

No. 3

専決区分	執行伺い	業者選定	入札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着工～完成	工事検査	支出命令	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">課長</div> 130万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指名審査会</div> 副市長・区長・部長 8名体制 ・副市長1名 ・区長2名 ・土木部長 ・財務部長 ・経済部長 ・水道局長 ・管財課長	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>			500万円未満 主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">部長</div> 1,000万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ 担当部長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議					主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>		500万円以上 管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div> ↓ 財務部長 ↓ 担当課長合議 ↓ 担当部長合議	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">副市長</div> 2,000万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ 担当部長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 副市長			管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div> ↓ 財務部長	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>		

<p>市長 2,000万円 以上</p>	<p>主管課取扱 担当課長</p> <p>↓</p> <p>担当部長</p> <p>↓</p> <p>管財課長合議</p> <p>↓</p> <p>財政課長合議</p> <p>↓</p> <p>財務部長合議</p> <p>↓</p> <p>副市長</p> <p>↓</p> <p>市長</p>							
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

[野尻町地区]

No. 4

専決区分	執行伺い	業者選定	入札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着工～完成	工事検査	支出命令
課長 130万円 未満	主管課取扱 野尻庁舎課長	管財課取扱 指名審査会 副市長・区長・部長 8名体制 ・副市長1名 ・区長2名 ・土木部長 ・財務部長 ・経済部長 ・水道局長 ・管財課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長			500万円未満 主管課取扱 野尻庁舎課長	
区長 1,000万円 未満	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区長 ↓ 管財課長合議		管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長		主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	500万円以上 管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 野尻庁舎課長合議 ↓ 区長合議	主管課取扱 野尻庁舎課長
区長 2,000万円 未満	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財務部長合議			管財課取扱 管財課長				

<p style="text-align: center;">市長 2,000万円 以上</p>	<p style="text-align: center;"> 主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 本庁所管課長合議 ↓ 本庁所管部長合議 ↓ 市長 </p>							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

修繕料決裁フロー図

[小林地区]

No. 5

専決区分	執行伺い	業者選定	開 札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">課 長</div> 30万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指名審査会</div> 副市長・区長・部長 8名体制 ・副市長1名 ・区長2名 ・土木部長 ・財務部長 ・経済部長 ・水道局長 ・管財課長							
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">部 長</div> 130万円 未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当部長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財政課長合議</div>		主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">副市長</div> 130万円 以上	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当部長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財政課長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財務部長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">副市長</div>		管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財務部長</div>	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	

[野尻町地区]

No. 6

専決区分	執行伺い	業者選定	開札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令
課長 30万円 未満	主管課取扱 野尻庁舎課長							
区长 130万円 未満	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区长 ↓ 管財課長合議	管財課取扱 指名審査会 副市長・区长・部長	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長				
副市長 130万円 以上	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区长 ↓ 管財課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 本庁所管課長合議 ↓ 本庁所管部長合議 ↓ 副市長	8名体制 ・副市長1名 ・区长2名 ・土木部長 ・財務部長 ・経済部長 ・水道局長 ・管財課長	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長	管財課取扱 管財課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長

工事関係委託料決裁フロー図（随意契約）

[小林地区]

No. 1

専決区分	執行伺い	業者選定	開 札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令
課 長 50万円未満	主管課取扱 担当課長	主管課取扱 担当課長 ↓ 管財課長合議	主管課取扱 担当課長	主管課取扱 担当課長			300万円未満 主管課取扱 担当課長	
部 長 500万円 未満	主管課取扱 担当課長 ↓ 担当部長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議						300万円以上 管財課取扱 管財課長	主管課取扱 担当課長
副市長 1,000万円 未満	主管課取扱 担当課長 ↓ 担当部長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 副市長	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 担当課長合議	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長	管財課取扱 管財課長	主管課取扱 担当課長	主管課取扱 担当課長	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 担当課長合議 ↓ 担当部長合議	主管課取扱 担当課長

<p>市長 1,000万円 以上</p>	<p>主管課取扱 担当課長</p> <p>↓</p> <p>担当部長</p> <p>↓</p> <p>管財課長合議</p> <p>↓</p> <p>財政課長合議</p> <p>↓</p> <p>財務部長合議</p> <p>↓</p> <p>副市長</p> <p>↓</p> <p>市長</p>							
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

[野尻町地区]

No. 2

専決区分	執行伺い	業者選定	開札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令
課長 50万円未満	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 管財課長合議	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長			300万円未満 主管課取扱 野尻庁舎課長	
区长 500万円未満	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区长 ↓ 管財課長合議							
区长 1,000万円未満	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区长 ↓ 管財課長合議 ↓ 財務部長合議	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 野尻庁舎課長合議	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長	管財課取扱 管財課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	300万円以上 管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 野尻庁舎課長合議 ↓ 区长合議	主管課取扱 野尻庁舎課長

<p>市長 1,000万円 以上</p>	<p>主管課取扱 野尻庁舎課長</p> <p>↓</p> <p>地域振興課長合議</p> <p>↓</p> <p>区長</p> <p>↓</p> <p>管財課長合議</p> <p>↓</p> <p>財務部長合議</p> <p>↓</p> <p>本庁所管課長合議</p> <p>↓</p> <p>本庁所管部長合議</p> <p>↓</p> <p>市長</p>							
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

工事請負費決裁フロー図（随意契約）

[小林地区]

No. 3

専決区分	執行伺い	業者選定	開 札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着工～完成	工事検査	支出命令
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">課 長</div> 130万円未満	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主管課取扱 担当課長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主管課取扱 担当課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長合議</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主管課取扱 担当課長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主管課取扱 担当課長</div>			500万円未満 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主管課取扱 担当課長</div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">部 長</div> 1,000万円未満	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主管課取扱 担当課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長合議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財政課長合議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当部長</div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主管課取扱 担当課長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主管課取扱 担当課長</div>	500万円以上 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主管課取扱 担当課長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主管課取扱 担当課長</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">副市長</div> 2,000万円未満	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主管課取扱 担当課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長合議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財政課長合議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財務部長合議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当部長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">副市長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課取扱 管財課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財務部長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長合議</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課取扱 管財課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財務部長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課取扱 管財課長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主管課取扱 担当課長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主管課取扱 担当課長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課取扱 管財課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財務部長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長合議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当部長合議</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">主管課取扱 担当課長</div>

<p style="text-align: center;">市長 2,000万円 以上</p>	<p style="text-align: center;"> 主管課取扱 担当課長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財政課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 担当部長 ↓ 副市長 ↓ 市長 </p>							
--	--	--	--	--	--	--	--	--

[野尻町地区]

No. 4

専決区分	執行伺い	業者選定	開札 (予定価格の決定等を含む)	契約伺い	支出負担行為	着工～完成	工事検査	支出命令
課長 130万円未満	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 管財課長合議	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長			500万円未満 主管課取扱 野尻庁舎課長	
区长 1,000万円未満	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区长 ↓ 管財課長合議	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 野尻庁舎課長合議	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長		主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	500万円以上 管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長 ↓ 野尻庁舎課長合議 ↓ 区长合議	主管課取扱 野尻庁舎課長
区长 2,000万円未満	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区长 ↓ 管財課長合議 ↓ 財務部長合議			管財課取扱 管財課長				

<p style="text-align: center;">市長 2,000万円 以上</p>	<p style="text-align: center;"> 主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 本庁所管課長合議 ↓ 本庁所管部長合議 ↓ 市長 </p>							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

修繕料決裁フロー図（随意契約）

[小林地区]

No. 5

専決区分	執行伺い	業者選定	開 札 (予定価格の決定等 を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">課 長</div> 30万円未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>							
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">部 長</div> 130万円 未満	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当部長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財政課長合議</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長合議</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">副市長</div> 130万円 以上	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当部長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財政課長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財務部長合議</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">副市長</div>		管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">財務部長</div>	管財課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">管財課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>	主管課取扱 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">担当課長</div>

[野尻町地区]

No. 6

専決区分	執行伺い	業者選定	開 札 (予定価格の決定等 を含む)	契約伺い	支出負担行為	着手～完成	完成検査	支出命令
課 長 30万円 未満	主管課取扱 野尻庁舎課長							
区 長 130万円 未満	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区 長 ↓ 管財課長合議		主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長				
副市長 130万円 以上	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 地域振興課長合議 ↓ 区 長 ↓ 管財課長合議 ↓ 財務部長合議 ↓ 本庁所管課長合議 ↓ 本庁所管部長合議 ↓ 副市長	主管課取扱 野尻庁舎課長 ↓ 管財課長合議	管財課取扱 管財課長 ↓ 財務部長	管財課取扱 管財課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長	主管課取扱 野尻庁舎課長